

大東市監告示第1号

定期監査等の結果について

地方自治法第199条第2項および同条第4項の規定により定期監査等を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

平成27年7月22日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 岩淵弘

【担当 監査委員事務局】

平成27年度 第1回 定期監査等の結果

1. 監査の対象

市長部局 保健医療部

介護保険課、高齢支援課、諸福老人福祉センター、北条老人憩の家、野崎老人憩の家、保険年金課、保険収納課、地域保健課、こども診療所

2. 監査の期間

平成27年4月14日～平成27年6月30日

3. 監査の方法

大東市監査事務処理規程に基づき、保健医療部の各課等が分掌する平成26年度の事務事業について、また必要なものにあつては過年度の事務事業について、関係する帳簿ならびに保管する文書の提出を求めた。

これらをもとに担当部課等から事情を聴取し、その事務事業が法律、条例、規則、要綱等に従って合法・妥当な内容で執行されているか、また効果的、効率的な執行が行われているかについて監査を行った。

4. 監査の結果

監査の結果、是正すべき事項があつたので、以下のとおり指摘する。

(1) 債権管理の適正化について 【介護保険課】 【高齢支援課】

介護保険課の高額介護サービス費の返還金について、未収分について調定が行われていなかった。これは国・府に提出する月報のシステムエラーを防止するための止むを得ない措置であつたが、調定は債権管理の基本であり調定を行う方向で国、府との調整を行われたい。

また高齢支援課の養護老人ホーム自己負担金と老人福祉電話自己負担金の滞納繰越分については、不納欠損処分が決裁が行われながらも財務会計システムへの入力が行われず、また会計規則で義務付けられた財政課長および会計管理者への通知も行われていなかった。

債権の管理については、機会あるごとに適正化を求めているところであるが、改めて適正な事務執行をお願いしておく。

(2)行政財産使用料の納期限について 【高齢支援課】

行政財産の使用料としてシルバー人材センターから家賃を収入しているが、市の使用許可の条件を確認したところ、年度末一括納付となっていた。市の行政財産使用料条例では、特段の事情がない限り月前全部納付を基本とするものとされている。

シルバー人材センターの家賃についても、条例を遵守した納期とされたい。

(3)収納現金の取り扱いについて 【諸福老人福祉センター】

【保険収納課】 【地域保健課】

会計規則によると、職員が現金を直接領収したときは「即日または翌日までに」指定金融機関等に払い込まなければならないと義務付けられている。しかしながら、諸福老人福祉センターでは一週間に1度しか払い込みが行われておらず、また保険収納課および地域保健課においても払い込みが遅延する例が見られた。

収納現金の取り扱いについては、会計規則を遵守し、収納現金が各課等に滞留することがないように特段の注意を払われたい。